

長野県中期総合計画（仮称）の着実な推進を図るために（案）

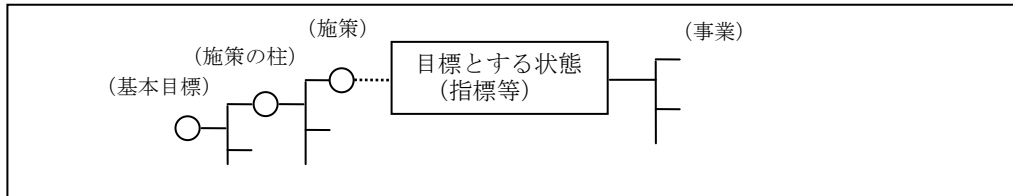
企画局 政策評価課

1 趣旨

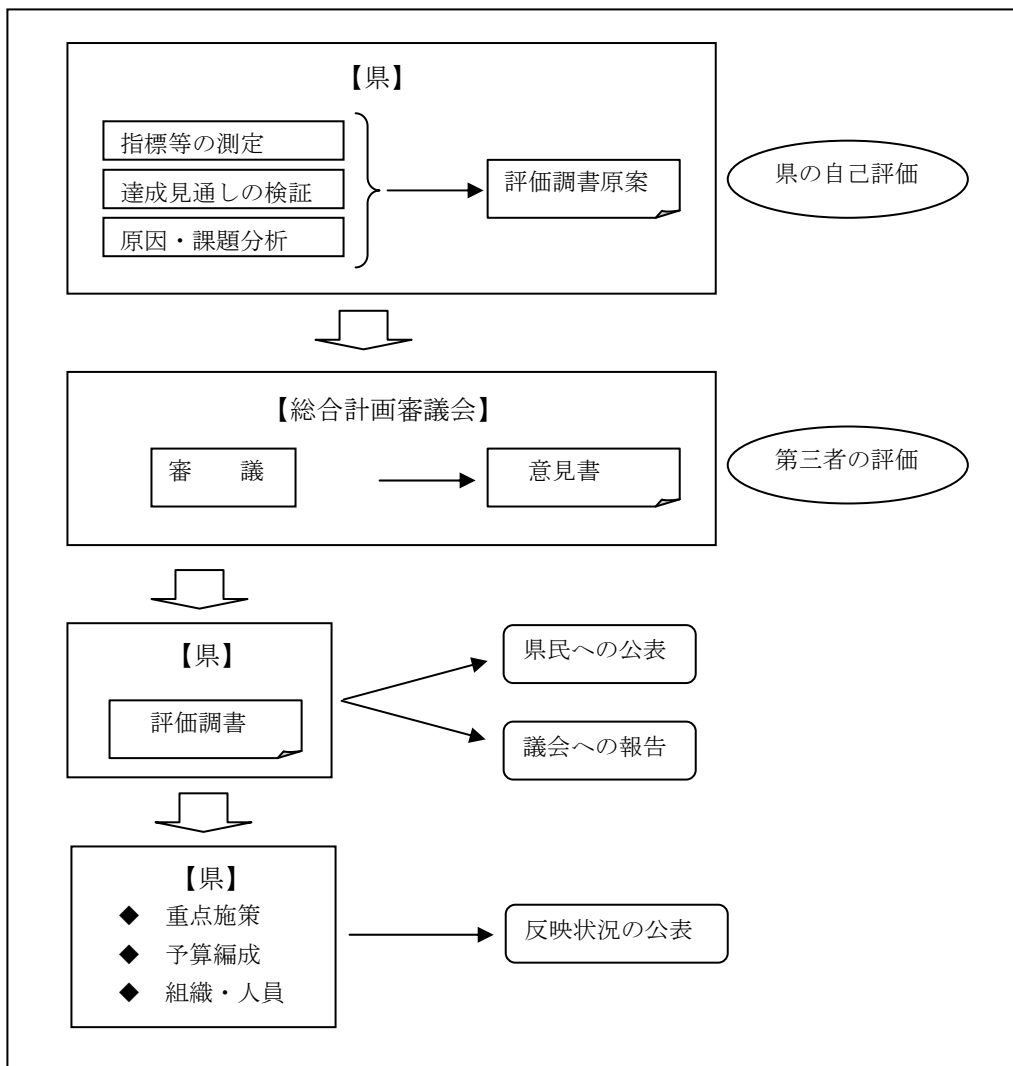
中期総合計画に掲げた施策の実施状況について、客観的で的確な評価とそれに基づく課題への適切な対応を促進するため、毎年度、県の自己評価に加え第三者の評価を実施し、中期総合計画の着実な推進を図る。

2 取組みイメージ

計画策定



進行管理



<参考>

【審議会等の設置及び運営に関する指針（平成14年1月18日付 総務部長通知）】

○審議会等を新設する場合には、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。

【長野県総合計画審議会条例】

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項について調査審議するほか、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする

第7条 審議会に部会を置くことができる。